

# ウェブ上での 調停成立が可能に

## 「労働審判」 の 実務手続きと 留意点

このほど、労働審判制度にウェブ会議が導入されました。労働審判制度の概要とオンラインで実施する際の留意点を解説します。

弁護士法人ルミナス法律事務所  
弁護士  
神尾尊礼



に制限はありません。

他方、労働審判は、原則3回以内の期日で終わらせることになっています（労働審判法15条2項）。申立てから2か月から3か月で終わるものが多いと思われます。

逆にいえば、3回以内で到底終わりそうにない複雑な争点があるような事件の場合には、労働審判は適さないといえます。たとえば、労災事故に関するものなどは、主張立証が3回では終わりませんので、最初から訴訟をしたほうがよいこととなります。

比較的、主張立証が単純な解雇事件、争点が多くない賃金（残業代）請求事件などが、労働審判に適しているといえるでしょう。

事業主から見れば、さほど重大でない労働事件が労働審判に持ち込まれ、あっという間に解決に向かってしまうこととなります。後にまとめて説明しますが、申立書が届いたらすぐに弁護士に相談するようにしましょう。

### 労働審判の流れ

#### (1) 申立て

まず、当事者が、裁判所に労働審判手続申立書を提出します（労

働事件という、賃金や残業代のこと、解雇のこと、労働組合に関することなどが思い浮かぶと思います。

賃金・解雇といった労働者と事業主との間の紛争を「個別労働関係民事紛争（個別労働紛争）」、労働組合と事業主との間の紛争を「集団労使紛争」と呼びます。労働審判とは、前者の個別労働紛争を対象にしています（労働審判法1条）。

したがって、労働審判が扱う場面とは、労働者が解雇の無効を主張する場合、未払い賃金を請求す

る場合など、基本的には労働者が会社に対してお金などを請求する場合が想定されています。

### 労働審判の特徴とは

当事者から見れば、裁判所に訴える方法として労働審判のほかに訴訟も選択できます。

訴訟とは異なる労働審判の特徴として、以下のようなものが挙げられます。

#### (1) 専門家が入る

通常の訴訟の場合、判断者は裁判官になります。他方、労働審判

は、裁判官のほかに労働審判員が審理に加わります（労働審判法7条）。労働審判員とは、労働に関する専門家で、労使出身者が1名ずつ加わります（裁判官と労働審判員を合わせて労働審判委員会と呼んでいます。合計3名）。

専門家が入ることで、事情聴取などがスムーズに行なわれやすくなるほか、労働環境の実情に合わせた柔軟な判断がされやすくなります。

#### (2) 迅速である

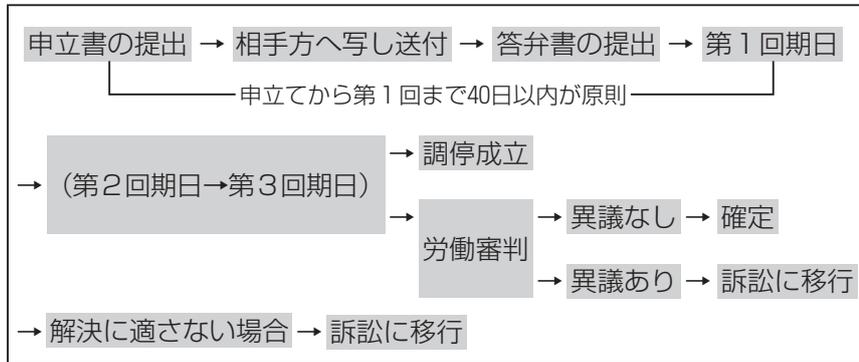
訴訟では、主張立証が尽くされるまで期日が繰り返され、基本的

働審判法5条2項) (図表1)。また、重要な証拠も最初から出し切ることが多いです。

(2) 反論  
この申立書と証拠が、裁判所から事業主に送られます。事業主は、これに対する反論を書いた書面(答弁書といいますが)を提出します。訴訟ではよく「追って主張する」という簡素な答弁書が許されますが、前述のとおり期日が最大3回しかないのです。労働審判では第1回までに実質的な反論まで書いておく必要があります(労働審判規則16条)。後に口頭で補充しても、裁判所の心証を動かすことは難しく、答弁書の段階で書き切っておくことが重要です。また、証拠も出し惜しみをせず、重要なものは出し切っておく必要があります。裁判所が短時間でも心証を持ちやすいよう、証拠を整理し、マーカーを引いたり説明文を付けたりするといった工夫も重要になってきます。

答弁書には、裁判所が提出期限

図表1 労働審判の流れ



を定めます(労働審判規則14条)。第1回期日の1週間前程度とされることが多いです。申立てから第1回までは40日以内とされていますから(労働審判規則13条)、事業主が答弁書を書くことのできる時間はほとんどないことになりま。他方、期限に遅れると、悪印象を持たれ、労働審判員から厳しく当たられるという話も

聞きます。

このように、事業主に与えられる時間は少なく、申立書の受取りのタイミング次第では数週間、悪くすると数日というレベルです。先に「申立書が届いたらすぐに弁護士に相談」と述べたのは、このように時間が限られているだけでなく、その内容も必要十分なものしておくためです。

### (3) 第1回期日

第1回期日では、当事者の話を聞くことが多いです。したがって、社長や人事担当といった関係者が出頭できるよう調整しておきます。労働審判員から質問がありますので、想定問答も練習しておく必要があります(弁護士が代わりに発言することは基本的に想定されておらず、関係者自らが回答する必要があります)。訴訟と比べても時間は長く、数時間に及ぶ場合もあります。手続きは原則非公開です(労働審判法16条)。裁判所からは問答などから得心証が開示され、双方に歩み寄りが促されます。第1回から実質的な和解の話になることも多いので、事前にとのくらの案が出てきそうかの腹積もりをしておく必要があります。

## 労働審判の結論

専門家が入ることで、労働審判で決着することが多いとされています(7割以上が解決しています)もいわれています。労働審判の終わり方は複数あります。

### (1) 調停

まず、双方が合意に至れば、「調停」という形で成立します(労働審判規則22条)。事業主がいくら支払う、といった条項がつくれます。

### (2) 労働審判

調停が成立しなかった場合、「労働審判」が出されます(労働審判法20条)。訴訟でいう判決です。「事業主は解決金としていくら支払え」「解雇が無効であることを確認する」といったものです。

### (3) 異議申立て、訴訟移行

当事者は、労働審判に不服があれば異議を申し立てることができます。2週間以内に異議がなければ審判は確定します。異議があれば、訴訟に移行することになります(労働審判法21条)。

### (4) 打ち切り

なお、労働審判で解決できないと思われる場合は、労働審判の手

続きを打ち切ることもあります。この場合にも、訴訟に移行することになります(労働審判法24条)。

## ウェブ会議を使った進め方

以上のように、労働審判とは迅速性が持ち味の手続きといえます。ところが、新型コロナウイルスの影響で裁判所が開かれない、開かれたとしても密を避けるために1日の事件数を制限するなどの事態が発生しました。これでは、迅速性を売りにする労働審判の価値が半減してしまいます。

何とか、当事者を裁判所に出頭させない形で審理できないかが模索されました。

以前から、当事者が出頭しない方法としてテレビ会議を使うことはありました(労働審判法29条、非訟事件手続法47条)。ただしこれは、当事者が遠方にいる場合が想定されています。それぞれの当事者が、基本的に最寄りの裁判所に行き、裁判所同士をテレビ電話で繋ぐのです。

裁判所に出頭するのが前提ですので、裁判所に人が集まることは避けられませんでした。

そこで、テレビ会議のほかに、

ITツールを活用しようという動きがあります。実は、裁判所は新型コロナウイルス前から導入を進めていました。ちょうどことしになってから本格導入される計画でしたが、新型コロナウイルスの影響でその需要が一気に高まったといえるでしょう。本来は訴訟で使われる予定のものを、労働審判でも活用しようとの動きが始まったのです。

図表2 ウェブ会議利用のイメージ



裁判所が導入しているのはマイクロソフトのTeamsです。裁判所と各代理人事務所をビデオ会議システムで繋ぎます。当事者は、各代理人の事務所に集合します。音声だけでなく映像も送られますので、電話会議よりも情報量が多く審理はしやすいと思います。書面もアップロード可能です。

で、資料の共有も簡便です。労働審判では、第1回期日からすべてウェブ会議で行なうことができます。理論上は、一度も裁判所に出頭しないまま、解決され得ることになります(図表2)。

全国的な運用は固まっていないようですが(令和2年8月18日付日経新聞によれば、ことし7月時点では全国で18件、13地裁のみのようです)、たとえば、第1回のような当事者から直接話を聞くところは裁判所で、第2回以降をウェブ会議にするといった運用も考えられると思います。

今後の新型コロナウイルスの状況や労働事件数の推移によつては、ウェブ会議がさらに活用されるようになるかもしれません。

## 実務上の留意点

以上を見てくると、労働審判は迅速性が要求される手続きであり、ウェブ会議はその迅速性を損なわないように導入される手段であることがわかります。

事業主からみると、近年では副業やセクハラ、マタハラに絡んだトラブルも増えています。さらに、新型コロナウイルスの影響で未払い賃

金や解雇といった古典的な労使トラブルも増えると予想されます。繰り返しになりますが、事業主は「裁判所から書類(申立書)が届いたらすぐに弁護士に」を徹底してください。

図表1のとおり申立てから第1回まで40日もなく、その間に反論から証拠まですべて揃える必要があります。

さらには、裁判所から聞かれる想定問答を練習したうえで、裁判所から出されるであろう解決案を想定し、どこまでなら乗れるかといったところまで事前に打合せをしておく必要があります。

- ① 日ごろから相談できる弁護士をみつけておく
- ② 申立書が届いたらすぐに相談する

などが、労働審判に対する事業主側の対策となります。

特にウェブ会議が本格化すれば、迅速化はさらに進むでしょうから(たとえば、裁判所の大きな部屋がいつぱいだから期日が先延ばしになる、といったことがなくなり、どんどん期日が入るようになります)、日ごろの準備が重要になってくると思われます。▲

かみお たかひろ 2007年弁護士登録。債権回収、労務問題などの企業法務から刑事、家事などまで幅広い分野を担当。「こころ来れば解決する」事務所を旨指す。